

現行
(入院時食事療養費) 第9条の2 入院時食事療養費の支給は、法第52条 _____ _____に定めるところによる
(入院時生活療養費) 第9条の2の2 入院時生活療養費の支給は、法第52条の2 _____ _____に定めるところによる。
(保険外併用療養費) 第9条の3 保険外併用療養費の支給は、法第53条 _____ _____に定めるところによる。
(療養費) 第9条の4 療養費の支給は、法第54条及び第54条の3第3項から第5項まで _____に定めるところによる。
(訪問看護療養費) 第9条の5 訪問看護療養費の支給は、法第54条の2 _____ _____に定めるところによる。



改正後
(入院時食事療養費) 第9条の2 入院時食事療養費の支給は、法第52条及び第54条の3第4項に定めるところによる。
(入院時生活療養費) 第9条の2の2 入院時生活療養費の支給は、法第52条の2 <u>及び第54条の3第4項</u> に定めるところによる。
(保険外併用療養費) 第9条の3 保険外併用療養費の支給は、法第53条 <u>及び第54条の3第4項</u> に定めるところによる。
(療養費) 第9条の4 療養費の支給は、法第54条 <u>並びに第54条の3第4項及び第7項から第9項まで</u> に定めるところによる。
(訪問看護療養費) 第9条の5 訪問看護療養費の支給は、法第54条の2 <u>及び第54条の3第4項</u> に定めるところによる。

急患等の被保険者に係る保険料の徴収猶予の改正

急患等として保険医療機関等を受診した特定の状態（ ）にある国民健康保険の被保険者に対する保険料の徴収猶予の期間を、最長1年に延長する。

認知症等で判断能力が不十分で、身寄りも分からず、財産も不明な状態（第23条関係）。

現行
(徴収猶予) 第23条 区長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によつて、その納付することができないと認められる金額を限度として、 <u>6箇月</u> _____ _____ _____ _____ _____以内の期間を限つて徴収猶予することができる。 一から四まで （省略） 2 （省略）



改正後
(徴収猶予) 第23条 区長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によつて、その納付することができないと認められる金額を限度として、 <u>6月（急患等として保険医療機関等を受診した被保険者に係る保険料の納付については、当該被保険者の資力の活用が可能となるまでの期間として1年）</u> 以内の期間を限つて徴収猶予することができる。 一から四まで （省略） 2 （省略）